

愛経会創立40周年記念事業を開催しました



- 開催日** 令和1年9月26日(木) 13時30分より
場所 高山グリーンホテル
内容 第1部：総会及び記念式典
1) 第40期事業報告(案)・収支計算(案)承認 監査報告
2) 新役員(案)承認
3) 事業計画(案)・収支予算(案)承認
4) 18代以降会長への感謝状及び記念品授与
第2部：記念講演会
講師 和田一浩氏(元プロ野球選手)
第3部：懇親会
82名様ご出席
たくさんの方にご参加いただき、盛大に記念事業を開催することができました。誠にありがとうございました。

令和2年度税制改正のポイント

個人所得課税

○低未利用地の活用促進

個人が都市計画区域内にある低未利用土地等(土地の上に存する権利を含む)を譲渡した場合において、下記の要件を満たすときはその年中の低未利用土地等の譲渡に係る**長期譲渡所得の金額から100万円を控除**(注1)できる制度が創設される(住民税も同様)。

(注1) 長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合、当該長期譲渡所得の金額を控除

●適用要件

項目	内容
市区町村の長の確認	低未利用土地等であること及び譲渡後の低未利用土地等の利用について 市区町村の長の確認 がされていること
所有期間	譲渡する年の1月1日において所有期間が5年を超えていること
譲渡の相手方	売主の配偶者その他のその売主と一定の特別の関係がある者に対する譲渡でないこと
譲渡対価	譲渡対価の額が 500万円以下 であること(低未利用土地等の上にある建物等の対価の額を含む)
前年以前の適用の有無	適用を受けようとする低未利用土地等と一筆の土地から分筆された土地等について、その年の前年又は前々年にこの制度の適用を受けていないこと

○未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し

- ①未婚のひとり親が生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る)を有し、かつ未婚のひとり親の合計所得金額が500万円以下である場合には、寡婦(夫)控除を適用する(住民票で事実婚であることが明記されている場合を除く)。
- ②寡婦(夫)控除の適用について、寡婦(女性)に寡夫(男性)と同じ所得制限を設ける(合計所得金額500万円以下)。
- ③子ありの寡夫(男性)の控除額を、子ありの寡婦(女性)と同額にする。(所得税:27万円→35万円 住民税:26万円→30万円)

○居住用財産の譲渡特例等を適用した場合における住宅ローン控除の適用要件の見直し

新規住宅に居住した年から3年目に従前住宅等を譲渡した場合においても下記の特例の適用を受けるときは、住宅ローン控除の適用が受けられないこととなる。

- ①居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ②居住用財産の譲渡所得の特別控除
- ③特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ④既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

法人課税

- 交際費等の損金不算入制度の適用期限延長(2022年(令和4年)3月31日まで)
- 接待飲食費の50%の損金算入の特例及び中小法人の定額控除限度額(年800万円)までの損金算入の特例の適用期限延長(2022年(令和4年)3月31日まで)
- 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長(2022年(令和4年)3月31日まで)
※対象法人から連結法人を除外。また、常時使用する従業員数を1,000人以下から500人以下へ引き下げ。

消費課税

○消費税の申告期限の延長

法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1か月延長する特例を創設する。

※納付については、延長された1か月分に係る利子税を併せて納付する必要がある。

※消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書の提出が必要。

その他、令和2年度税制改正の詳しい内容につきましては、当事務所スタッフまでお問い合わせください。